環境県民局 資料 No. 6

令和6年1月19日 課 名 環境県民局産業廃棄物対策課 担当者 課長 河村 内 線 2964

# 出島処分場事業に係る変更協定書等の調印について

#### 1 要旨・目的

○ 出島処分場事業について、事業期間の延長等に係る協定書及び確認書(以下「協定書等」 という。)の変更案について、地元の了承をいただいたことから、変更協定書等の調印式を 開催し、調印を行う。

## 2 現状・背景

- 出島処分場については、平成26年の供用開始以来、地元の皆様と締結した協定書等に基づき、県及び広島県環境保全公社が連携し、受入廃棄物の確保や、環境対策の徹底、地元の皆様方への情報の提供等について、その履行に努めてきたところである。
- 一方で、協定書等に基づく廃棄物受入計画期間の10年間で受入終了することが困難となっているため、令和3年6月から、受入計画期間の延長を含む今後の対応について協議を開始し、令和4年10月に廃棄物の受入計画期間を延長すること等について、基本的に合意をいただいた。

#### 3 概要

(1) 調印式の内容

対 象 者:宇品·出島地区住民

場 所:広島港湾振興事務所会議室

(広島県広島市南区宇品海岸2丁目23-53)

日 時:令和6年1月31日(水)17:45~(公開)

内 容:① 知事の挨拶

- ② 調印式
  - ③ 地元代表者の挨拶
  - ④ 意見交換(非公開)

#### (2) 変更協定書等の内容

- 廃棄物の受入期間を10年間延長すること(令和16年6月1日まで)
- 新たな埋立進捗管理の仕組みを設けること
- 延長期間の10年間で終了が困難と認められる場合は、受入期間の見直しを協議会に申 し入れること
- 廃棄物の適正処理という社会全体が受ける恩恵を地域に還元する観点から、延長期間に おいても地域振興策を継続すること

### (3) 今後の対応

- 現行の廃棄物受入計画期間と同様に、広島県環境保全公社と連携し、環境対策の徹底 や地元の皆様への情報の提供等に取り組む。
- 受入廃棄物の確保のための排出事業者等への働き掛け等の取組を進める。